

福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱

(趣旨)

第1条 市は、中小企業者の金融の円滑化及び負担の軽減を図るため、第3条に定める補助金の対象者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、中小企業者がその債務に付された信用保証料を福島県信用保証協会（以下「協会」という。）に対し納付し、かつ、次の各号のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）に対して交付するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 福島市中小企業一般融資要綱に基づいて資金を借受けた中小企業者

イ 福島県起業家支援保証制度要綱に基づいて資金を借受けた者のうち、福島市内で事業を営んでいる中小企業者

ウ 福島市中小企業ゼロカーボン資金融資要綱に基づいて資金を借受けた中小企業者

(2) 申請年度と同一の年度内に前号の資金を借受けた者

(3) 当該債務に対する債権を有する金融機関（以下「取扱金融機関」という。）が、市長へ当該債務に係る情報を提供することを承諾する者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者が初回に納付した信用保証料（前債務の返戻保証料を差し引いて信用保証料が算定されている場合は、それを含めた額とする。ただし、当該債務を早期完済等したことによる返戻保証料がある場合は、それを差し引いた額とする。）に相当する額の範囲内において、次の各号に定める額とする。

(1) 前条第1号アに該当する者 信用保証料の1/2に相当する額

(2) 前条第1号イに該当する者 信用保証料の4/5に相当する額

(3) 前条第1号ウに該当する者 信用保証料の2/3に相当する額

2 前項において1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助対象者あたり同一年度内50万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福島市中小企業信用保証料補助金交付申請書兼口座振替依頼書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 協会が発行する信用保証料の額等が分かる書類の写し

(2) 福島市税の納税証明書又は完納証明書の写し

(3) 第3条第1号イに該当する者は、福島市内で事業を営んでいることが分かる書類の写し

(4) 第3条第1号ウに該当する者は、「福島市中小企業ゼロカーボン資金融資申込書」（添付書類を含む）の写し

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

3 申請書及びその添付書類（第7条において申請書等という。）の提出は、第7条に規定する責務に同意する取扱金融機関が代行して行うことができる。

(交付決定及び実績報告等の併合)

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に対し通知するとともに補助金を交付するものとする。

2 前条の交付申請は、規則第22条の規定に基づき、規則第14条に規定する実績報告及び規則第17条に規定する請求と併合するものとする。

3 第1項の交付決定及び通知は、規則第22条の規定に基づき、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(取扱金融機関の責務)

第7条 申請書等の提出を代行する取扱金融機関（以下この条において「提出代行取扱金融機関」という。）は、補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けた者が虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け又は受けようとしたときは、速やかに市長に報告するものとする。

2 提出代行取扱金融機関は、補助金の交付を受けた者が当該融資を早期完済若しくは保証期間の短縮をした場合等で、協会から信用保証料の返戻があったときは、速やかに早期完済等報告書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

3 提出代行取扱金融機関は、市長の求めに応じて、この補助金に係る次の項目を情報提供するものとする。

ア 事業所名及び代表者職氏名

イ 完済融資制度名

ウ 完済予定日

エ 早期完済日

- オ 貸付金額
- カ 最終償還金額
- キ 保証番号
- ク 返戻保証料の額
- ケ アからクに掲げるものに附帯する情報

(補助金の取り消し又は返還)

第8条 市長は、補助金の交付決定の通知又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 協会から信用保証料の返戻があったとき。

(補助金の返還及び遅延損害金)

第9条 前条により補助金の全部又は一部の返還を命じられた者(以下「債務者」という。)は、市長が定める期日(当該命令の日から20日以内。以下「履行期限」という。)までに補助金を返還しなければならない。

2 市長は、履行期限までに補助金の返還がない場合においては、当該命令した金額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(履行期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合を乗じて計算した遅延損害金(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を徴するものとする。

3 前項に規定する遅延損害金の額の計算についての年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 市長は、債務者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延損害金を徴収しないものとする。

- (1) 他融資への借換えによる早期完済で、借換え後の借入残高がある場合
- (2) 倒産、破産手続きの開始その他著しい業績不振等によるやむを得ない事由があると認められる場合

5 前項の規定に該当する債務者は、その旨が分かる書類を添えて市長に申し出るものとする。

6 市長は、前項の規定により申出のあった債務者が該当事由に非該当となった場合は、非該当となった日の翌日から起算して遅延損害金を徴収するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年度分の補助金等から適用する。
(福島市中小企業信用保証料補助金交付要綱の廃止)
- 2 福島市中小企業信用保証料補助金交付要綱は、廃止する。
(遅延損害金の割合の特例)
- 3 当面の間、第 9 条第 2 項に規定する遅延損害金の年 14.6%及び年 7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。)に年 1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年 7.3%に満たない場合には、その年中においては、年 14.6%の割合にあってはその年における特例基準割合に 7.3%の割合を加算した割合とし、年 7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年 7.3%の割合を超える場合には、年 7.3%の割合)とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における遅延損害金の額の計算において、その計算の過程における金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金等から適用する。

福島市長

郵便番号

住所

氏名

電話番号

福島市中小企業信用保証料補助金交付申請書兼口座振替依頼書

福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱の規定に従い補助金を受けた
いので、同要綱第5条の規定により申請します。

融資制度 (該当番号に○)	1 福島市中小企業一般融資 (保証料の1/2補助)			
	2 福島県起業家支援保証制度 (保証料の4/5補助)			
	3 福島市中小企業ゼロカーボン資金融資 (保証料の2/3補助)			
借入金額	円 (運転 ・ 設備)			
借入期間	自： 年 月 日 ～ 至： 年 月 日			
信用保証料額(率)	円 (保証料率 %)			
補助金交付申請額	円 (上限50万円、1円未満切捨て)			
取扱金融機関 (金融機関確認欄)	金融機関名 本支店長名 担当者名 電話番号			
口座振込依頼書	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			
添付書類	①協会が発行する信用保証料の額等が分かる書類の写し ②福島市税の納税証明書又は完納証明書の写し ③福島市内で事業を営んでいることが分かる書類の写し(2の場合) ④福島市中小企業ゼロカーボン資金融資申込書の写し(3の場合)			

<同意事項>

- ・ 取扱金融機関における市長への情報提供に承諾します。
- ・ その他、福島市中小企業信用保証料補助金等の交付等に関する要綱及びその他関係規則等の規定に従います。

福島市長

金融機関名
本支店長名
担当者名
電話番号

早期完済等報告書

早期完済、代位弁済または保証期間が短縮されたので報告します。

借受者 (補助金受給者)	融資制度名	完済予定日	貸付金額	保証番号
		早期完済日	最終償還金額	返戻保証料額
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(事業所名)			円	
(代表者職氏名)			円	円
(備考)				

①添付書類

- ・福島市中小企業一般融資、福島市中小企業ゼロカーボン資金融資（以下「市制度」という。）の場合
市制度への借り換えの場合は、新規融資に係る「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」等の写し
- ・福島県起業家支援保証制度の場合
保証料返戻額が分かる資料の写し（保証料返戻のお知らせの写し（お客様宛の資料）等）

②市制度において、借り換え以外の早期完済の場合は、返戻保証料額は空欄可。

③事業所名、代表者名、住所等の変更があった場合は、変更内容及び変更日を備考欄に記入。